

(写)

6 台 監 第 84 号
令和 7 年 1 月 28 日

殿

台東区監査委員	畑 克海
同	太田 龍彦
同	拝野 健

行政監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第2項の規定に基づき標記監査を実施しましたので、この結果を同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査の目的

東日本大震災発生からすでに13年が経過しているが、今なお約3万人が避難生活を余儀なくされている。

台東区民の意識調査によると、地震・洪水等の被害想定、避難所などの場所、避難所の開設・運営方法や備蓄品の種類などについて高い関心があり、また、災害等に備えた対策についても、7割近くが、食料や飲料水、日用品の備蓄と回答しており、区民の防災に対する意識、関心の高さが伺える。

住宅の耐震化や不燃化対策などの取組みが進む一方、高齢化や単身世帯の増加など人口構造の変化や、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、取り巻く環境も変化している。このため、東京都は東日本大震災を踏まえ策定した「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直した。

東京都の被害想定による区部の避難者数のピークは、発災から4日～1週間後となっている。台東区は、東京都の被害想定に基づき、台東区地域防災計画の修正を行い、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに対応できるよう、備蓄品の調達の仕組みを構築するとした。また、令和6年1月の能登半島地震を受け、防災への意識や、備蓄品の重要性を認識し、計画に反映させた。

ついては、災害時に区民の命を守るために必要な備蓄品（以下、食料、衛生用品、生活用品のほか資器材も含めて「備蓄品等」という。）について、計画に基づき適切な保管場所に、適切な保管状況で整備されているかを調査、検証することにより、今後の防災対策のさらなる強化に資することを目的として監査を実施した。

2 監査の対象

危機・災害対策課が所管する、台東区地域防災計画に基づき備蓄、整備している備蓄倉庫及び備蓄品等

3 監査の着眼点

- (1) 必要な備蓄目標の設定及び備蓄品等の選択は適切であるか。
- (2) 備蓄品等の数量が確保できているか。
- (3) 女性、乳幼児、高齢者、障害者などに配慮されているか。
- (4) 管理状況は適切であるか。
- (5) 円滑に供給できる体制が構築されているか。

4 監査方法

危機・災害対策課に対して、アンケートの実施、関係書類の調査、及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員への説明徴取による。

5 監査実施期間

令和5年11月28日（火）～令和7年1月28日（火）

第2 監査結果の概要

1 備蓄倉庫等の所管課に対する調査結果の概要

所管課である危機・災害対策課へ聞き取り及び質問票（調査票）を用いて事前調査を行ったところ、下記のとおりの結果を得た。

（1）備蓄品等の配備の基本的な考え方について

防災備蓄倉庫	避難を余儀なくされた区民を対象に、食料・生活必需品等を供給するために、地域の拠点9か所を整備する。また、2日目以降避難所で必要とする備蓄品等を配備する。
避難所備蓄倉庫	発災直後に避難所となる小・中学校等で必要となる食料・生活必需品等の備蓄品を配備する。
二次避難所備蓄倉庫	福祉避難所・妊産婦避難所に指定された施設に、避難行動要支援者等の食料・生活必需品等の備蓄品を配備する。
帰宅困難者対策施設管理分	多くの来街者が帰宅困難者になることを想定し、一時滞在施設となる区有施設への食料等の備蓄の確保に努める。

（2）備蓄品等の目標数量の算出根拠・基準について

区は都と連携して、令和4年5月東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における、最大避難所避難者数を基準として発災後3日分の食料44万食、飲料水7万リットルを備蓄している。（避難想定者数は初日から段階的に増加し、4日目に最大避難者数となる。）

（3）備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定の避難所外避難者を含む。）等を基準として食料などを備蓄する。

ア 備蓄品等の目標数量及び現在備蓄数量について

今までは、避難所ごとに想定される避難者数に対して、備蓄品の種類に応じて概ね2日分の数量を備蓄し、管理していた。主な備蓄品の現在備蓄数量は別紙のとおりである。今後、台東区災害時備蓄物資等整備指針にて、食料については都被害想定に基づき、避難所避難者以外で食料を必要とする方も目標数量の対象とする。その他備蓄品については、必要とする方に行き渡るように目標数量の検討を行う。

イ 備蓄品等の選定方法及び在庫管理について

時間の経過とともに避難者のニーズが変化することを踏まえ、ニーズに対応した物資の確保に努めることとしている。

国（令和6年3月 国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」）が示している基本8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品）や、避難所生活において必要と想定される品目を選定している。

ウ 備蓄品等の目標数量と現在備蓄数量が乖離していることへの見解について

平成24年4月公表「首都直下地震等による東京の被害想定」と比較し、区内の想定避難所数が減となり食料、マット、毛布などは充足されている。簡易ベッドやおむつ、生理用品等は対象者と年齢で抽出した数量に対応した、備蓄を行っている。また、関係企業と協定締結を進め、災害時の物資調達に努めている。

エ 備蓄数量等の基準の見直しと今後の方向性について

台東区災害時備蓄物資等整備指針の作成を進め、基準の策定、備蓄数量の整理を行う。

オ 備蓄品等の機能、品質を確保するための定期的な点検について

備蓄品等の使用状態を保つため資器材の定期点検を年1回行うとともに、備蓄品の防湿を図るため、防災備蓄倉庫の定期的な開放、換気に努めている。

カ 高齢者、障害者、女性、乳幼児、食物アレルギーの方に配慮した備蓄品等について

避難者の年齢や身体状況等に配慮する必要があることから、年少者から高齢者まで広範囲に適応できるおかゆ、調整粉乳など被災者の年齢や性別、身体状況等に配慮した食料の備蓄を進めている。高齢者や障害者のための紙おむつ、車いす、白杖、衛生用品等を備蓄し、女性に配慮するため着替え、授乳用に間仕切り、パーテーション等を配備している。乳幼児用としてアレルギー対応を含む調整粉乳を、区は災害発生後の3日分を備蓄し、都とあわせて7日分確保している。

キ 感染対策に配慮した備蓄品について

避難所防災備蓄倉庫または拠点防災備蓄倉庫に、災害用トイレ、マスク、簡易ベッド、パーテーション等避難生活に必要な物資の備蓄に努めている。

(4) 拠点となる防災備蓄倉庫における備蓄品の考え方について

区は、災害時避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、食料をはじめとする災害対策用物資、資器材を供給するための拠点防災備蓄倉庫9か所を整備し、発災後に避難所へ運搬する。また、都や他自治体との連携により受け入れた物資の集積地としての役割も担っている。

(5) 避難所の開設及び備蓄品等の考え方について

震度6弱以上の地震が発生した時、または地震により被害が発生した時は、避難所施設の安全確認のうえ、避難所を開設する。区では区立小・中学校や区内の都立高等学校等を避難所に指定している。区は、避難者用に、おかゆ、アルファ化米、クラッカーなどの食料、調整粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、簡易トイレ、生理用品などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資を備蓄する。

(6) 二次避難所の開設及び備蓄品の考え方について

避難所で対応が困難な高齢者や障害のある方を受け入れるため、特別養護老人ホームなどの福祉施設を福祉避難所、同様に妊産婦等を受け入れるため日本助産師会館を妊産婦避難所として指定している。避難所での生活が困難と思われる要配慮者等については、二次避難所への移送を検討し、移送の必要性が高いと認められる者について入所を決定する。

二次避難所の施設開設に必要な、要支援者等の食料や生活必需品を備蓄する。

(7) 備蓄品等の有効期限、使用（訓練使用）、入替、再利用、廃棄処分について

食料等については、保存期限満了の年に1年かけて防災組織訓練、区主催イベントや小・中学校等の防災協力等で配布し、防災意識の啓発に活用している。廃棄処分は極力発生しないよう努めているが、やむをえず再利用できないものについては、入替時に業者にて引き取りを実施し廃棄処分としている。

(8) 備蓄品等の保管場所について

避難所備蓄倉庫は徒歩で避難できる範囲で、区内43か所の区有施設等に設置している。また、水害時に備え、避難所となる学校の大規模改修時等の機会に備蓄倉庫を上層階に配置できるよう協議している。

(9) 備蓄品等の事業者からの調達の実効性の確保について

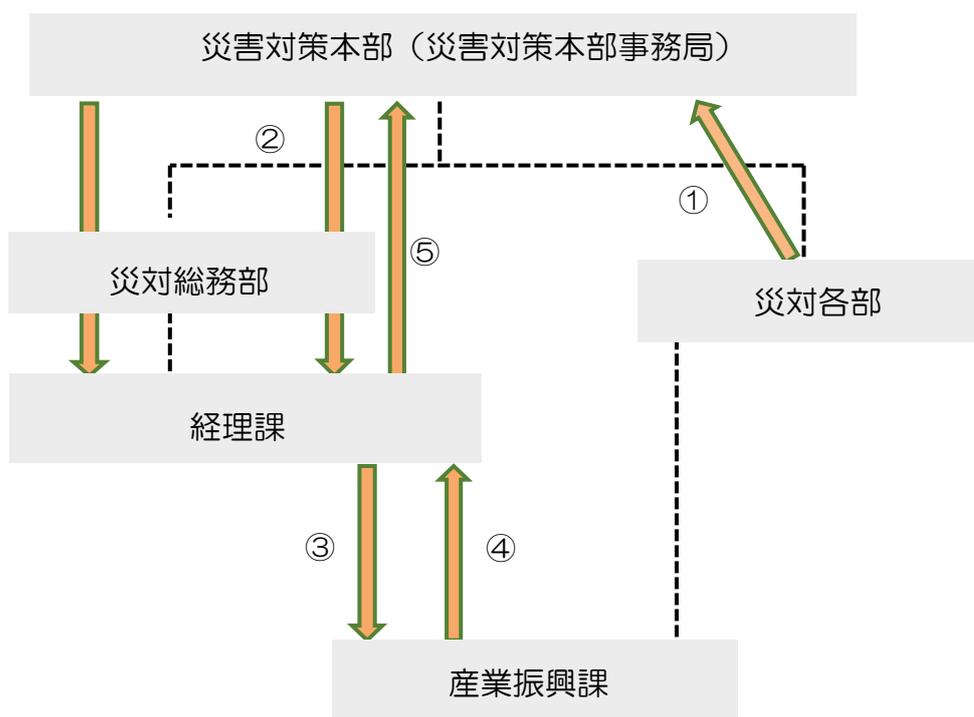
特に米飯給食に必要な米穀については、東京都米穀小売商業組合台東支部と、「災害時における米穀供給協力に関する協定」を締結し、米穀の確保に努めている。今後区内にある他の業界団体との協定締結を進め、調達先の拡充に努める。

(10) 備蓄品等の円滑な搬出、被災者への提供について

避難所で不足した物資については、台東区災害対策職員行動マニュアル及び輸送事業者との協定締結に基づき、拠点防災備蓄倉庫や地域内輸送拠点から搬出する。

区は緊急物資の受入れ、配分の拠点として、区役所本庁舎を地域内輸送拠点として指定している。物流事業者との連携を図るため、関係者間の情報共有や連絡体制を整備している。

《物資輸送の流れ》



※災害対策本部事務局から物資輸送に関する協定リストを経理課に伝達し、直接やり取りするよう指示する。

※経理課は輸送協力要請を行うトラック協会等へ連絡をし、先方の協力要請可否状況を確認し、輸送手段の確認を行う。

①災対各部から物資の不足の情報が災害対策本部事務局に集約される。

②災害対策本部事務局では集約した情報を基に物資輸送の指示を経理課に行う。
(例) A 倉庫から B 避難所に輸送を指示

③経理課は、災害対策本部事務局からの指示に基づき輸送手段の検討、車両の手配、ルートへの指示、人員の差配を行う。経理課は、上記の内容に基づき産業振興課に指示を行う。

④産業振興課は人員が不足する場合、経理課にその旨を報告する。

⑤経理課は、人員不足の報告を受けた際は、経理課、産業振興課の中で人員調整を行う。
上記の結果、輸送手段の過不足等、対応が困難・不可能な場合は、災害対策本部事務局に対し人員及び指示の要請を行う。

(11) 備蓄品等に係る帰宅困難者対策について

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設を一時滞在施設という。令和6年7月 内閣府「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」において、一時滞在施設は発災後3日間の開設を基準としていることから、区では3日分の食料等を備えている。

(12) 備蓄倉庫や備蓄品等の区民への周知について

台東区ホームページ掲載「東京都台東区地域防災計画」において、備蓄倉庫、備蓄品目、数量を公表している。

(13) 区民及び事業者への備蓄品等備蓄の啓発について

ア 啓発状況について

区民、事業者による備蓄を推進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう「たいとう区安全・安心ハンドブック」やホームページ、防災出前講座、講習会等を通じて普及啓発を実施している。

イ 区民及び事業所の取組み状況について

事業所については、発災後3日間は救出・救助活動を優先させる必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げにならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから備蓄量3日分の計画策定を努力義務化している。

(14) 東京都及び他自治体との連携について

都の備蓄物資は、区の要請に基づき放出するとしているが、必要に応じて都は区からの要請を待たず、物資の供給（プッシュ型支援）を行う。また、姉妹都市等と相互協力協定を結び、区が十分な応急対策等ができない場合、食料、生活用品、救助、職員応援など必要に応じて要請できるように体制を整えている。

(15) 以上の他備蓄品について実施していること、今後実施する予定のこと

台東区災害時備蓄物資等基本指針（令和6年度策定）に基づき、区の災害対策用備蓄品の内容を見直し、適正配置に取り組む。

第3 監査委員による現地視察、監査の質疑応答

令和6年2月、監査委員が備蓄倉庫の視察を行った。また、11月に危機・災害対策課から、台東区地域防災計画修正版の概要について説明を受け、質疑応答を行った。

監査の主な質疑応答は以下のとおり

Q：監査委員 A：危機・災害対策課

Q	物資再配置を検証し、見直しを検討するとあるが、具体的にどのように修正したのか。
A	避難所となる学校等43か所それぞれに備蓄倉庫がある。その他に拠点となる倉庫が23か所あり、これまではそれぞれの倉庫で管理していた。能登の地震の際、物資があるけれど届かないといった状況があった。再配置では、点で管理していた倉庫を面（エリア等）で管理していくことで発災時の輸送効率を上げるように再配置の検討をしているところである。
Q	区が所有する備蓄品の優先度とは。
A	例えば、学校等避難所にあるものは、原則発災後すぐ使用するもので、毛布や食料などがあげられる。しかし、学校によって倉庫の大きさが異なるので、1日分を確保できていない倉庫もある。発災初日に使用するものに重点を置いて避難所に配置する。
Q	震災対策用深井戸から浄水機能付震災対策用深井戸に変更になったのか。
A	これまでも浄水機能付だったが、今回の修正で明示することにした。
Q	日常の保管状況に差があるようだが、所管で指導をしているのか。
A	基本的に整理整頓を心掛けている。避難所によっては、避難所運営委員会の人たちと棚卸を訓練の位置づけで行い、倉庫内を把握してもらっている。今後広げていければと思っている。
Q	備蓄倉庫が学校等の場合は管理者が学校になるが、集中管理している施設の管理者は、その施設の施設長になるのか。
A	管理者は危機・災害対策課になる。
Q	備蓄品を輸送するのは危機・災害対策課になるのか。
A	拠点倉庫の備蓄品を使用する判断は、危機・災害対策課になる。輸送の役割は、文化産業観光部になる。平時の維持管理は、危機・災害対策課が行う。発災した際の指令は本部である危機・災害対策課で、どこに何を輸送するかを文化産業観光部に依頼する。
Q	浄水機能付震災対策用深井戸は、飲用なのか。また、マンホールに直結させるスタンドパイプがあるが、その水も飲めるのか。
A	震災対策用深井戸は常に保守管理をしている。応急給水として使用する予定である。スタンドパイプは、水道管に直結しているので、通常の水道水と同様に使用できる。
Q	備蓄品を輸送する手段はどうなっているか。
A	発災時の規模によって違うと思うが、基本的には公用車を使用する。
Q	3・11の時は金曜だったが、土日祝日で職員がいない時はどうするのか。輸送は急性期ではないのか。
A	急性期も含めている。発災時には、全職員が災害対応に当たる。職員は震度5強以上で遠方でも駆け付ける。来た順に対応することになるし、5キロ圏内に住む指定参集職員が、500名程度いる。まずはその500名で対応する。

Q	(要望) 3・11の時、車が全く動かなくなった経緯があるので、輸送は車以外も検討してほしい。
---	--

第4 備蓄倉庫等の設置、管理状況、備蓄品の管理状況及び問題点

防災備蓄倉庫、避難所備蓄倉庫、二次避難所備蓄倉庫、帰宅困難者対策施設備蓄倉庫から抽出して現地調査を行った。

調査結果の概要は次の通り。

1 各倉庫の現況

(1) 防災備蓄倉庫

避難所となる小中学校等以外の主な区有施設に、地域の拠点となる集中管理用として9か所設置している。防災備蓄倉庫9か所に均等に備蓄品を保管しているわけではなく、倉庫の容量も様々である。

延床面積の大きい備蓄倉庫には、物資が集中し、種類も多岐に渡っているが、保管する備蓄品の種類ごとにわかりやすく配置されている。

また、用途がわかりにくい資器材には、使用方法が明示されているなど配慮がなされている。一方、施設によっては、備蓄品の内容表示が見えず、重なり合っていることがあり、探しだすのに時間がかかることが想定される。

〈台東複合施設〉



〈谷中防災コミュニティセンター〉



(2) 避難所備蓄倉庫

災害時避難所となる小中学校等43か所に、発災後ただちに必要となる食料、生活必需品を主に備蓄している。

主に区内小中学校を中心に確認した。学校内倉庫は、学校用品と混在しないよう配慮されていた。しかしながら、動線上に備蓄品が積まれている倉庫や、倉庫内に電気がなく懐中電灯の用意がない施設や備蓄倉庫が置かれている場所が施設内で分散し、備蓄品の場所がわかりにくい施設があった。

また、備蓄品を保管するスペースに余裕のある施設はほとんどなく、扉を開けるとすぐ備蓄品が山積みになっており、奥の方には何が入っているかわからない状態の施設もあった。

動線が確保され、すぐに使用するものが備蓄倉庫入口付近に配置され整然と配置されている倉庫があった。一方で、備蓄品が積みあがり、地震の際には荷崩れを起こす可能性がある倉庫があった。

そのほか、備蓄倉庫内に備蓄品の一覧表や配置図を掲示して、わかりやすい施設があった。

〈御徒町台東中学校〉



〈千束小学校〉





〈産業研修センター〉



(3) 二次避難所備蓄倉庫

避難所での生活が困難と思われる要配慮者について、特別養護老人ホームや老人保健施設を福祉避難所として、日本助産師会館を妊産婦避難所として、それぞれ二次避難所に指定している。

置き場所を確保できず、保管場所が倉庫ではなく、駐車場内にブルーシートで覆われているだけの施設があった。また、避難者用と施設入居者用が混在していると見受けられるもの、日常使用する掃除用具入れと一緒にされている施設があった。

〈老人保健施設千束〉



〈松が谷福祉会館〉





(4) 帰宅困難者対策施設管理分

区は、事業者に従業員の3日分の食料等を備蓄するよう協力を要請し、一斉帰宅を抑制している。しかし台東区は多くの観光客、買い物客等不特定多数が訪れるため、駅や観光地に比較的近い場所に民間施設を含む帰宅困難者を受け入れるための施設を確保している。

施設の会議室等の中にある備蓄倉庫や、専用の備蓄倉庫を備えている施設と様々であるが、見やすく整理されている。

〈根岸社会教育館〉



〈台東リバーサイドスポーツセンター〉



第5 監査の結果

1 主な着眼点について

(1) 必要な備蓄目標の設定及び備蓄品等の選択は適切であるか。

所管が提出した調査票の結果、避難所ごとに想定される避難者数に対して、備蓄品の種類に応じて概ね2日分の数量を備蓄し管理されていた。避難所、二次避難所、帰宅困難者各備蓄倉庫には、その場所に必要と思われる備蓄品が備蓄されている。食料、衛生用品などは特に充実している。

(2) 備蓄品等の数量が確保できているか。

各避難所で急性期に必要とする、初日分の食料、飲料水は十分に備蓄されている。

また、現在備蓄数量は、拠点となる防災備蓄倉庫もあわせ、都の想定避難所避難者3日分の食料は確保できている。

(3) 女性、乳幼児、高齢者、障害者などに配慮されているか。

避難所には生理用品、紙おむつ、授乳の際使用するパーテーション、アレルギー対応を含む調製粉乳などが備蓄されている。また、二次避難所備蓄倉庫には大人用紙おむつのほか衛生用品がサイズごとに備蓄されている。

(4) 管理状況は適切であるか。

様々な種類の備蓄品を、期限切れがないようにデータ化し、数量管理していることは評価できる。倉庫本体については、倉庫の鍵は適切に保管されていたが、倉庫の場所が屋外の場合、ほこりや湿気等対策を特に行っていなかった。

(5) 円滑に供給できる体制が構築されているか。

区では発災後、直ちに災害対策各部での役割に沿って、災害対策本部からの指示のもと、予め決められた手順により、拠点備蓄倉庫から各避難所に供給する体制が構築されている。

2 実地監査の結果

(1) 倉庫設置場所、保管状況

備蓄倉庫の場所は適切であるか、搬出作業はしやすいか、鍵の管理は適切であるか、などを確認したところ、以下の問題点があった。

① 今回現地調査したほとんどの施設で、備蓄倉庫の案内図は掲示されておらず、部屋入口にも表示がなかった。

② 避難所となる施設の備蓄倉庫に照明がない施設があった。夜間に備蓄倉庫に入ることも想定されるので、懐中電灯等を用意する必要がある。

- ③ 屋外にある倉庫のシャッターの鍵が壊れている、駐車場の一角にブルーシートをかぶせて保管しているなど、保管状況に課題のある施設もあった。
- ④ 倉庫内の可動棚の一部が動かないところがあった。また、可動棚の奥に資器材があり、容易に搬出できない施設もあった。
- ⑤ 備蓄倉庫内の台車の場所がわかりにくい施設もあった。

(2) 備蓄品

備蓄品の保存期限の表示を確認したが、期限を超過しているものはなかった。倉庫内に備蓄品の配置図や一覧表があるか、棚や備蓄品が固定されているかなどを確認したところ、以下の問題点があった。

- ① 備蓄品の一覧表や倉庫内配置図があったのは一部の施設であった。
- ② 限られたスペースで備蓄品を重ねておくことはやむを得ないが、奥にあるものが不明な倉庫が多く見受けられた。
- ③ 一部の施設では、倉庫の扉のすぐそばまで備蓄品が積まれており、中に入ることができない状態であった。
- ④ 一部の機材を別の場所に保管しているが、別の保管場所の掲示がない施設もあった。

まとめ

今回、災害時の応急物資の備蓄及び管理をテーマとして、関係法令等に準拠し適正に行われているか、経済性、有効性、効率性の視点を合わせて監査を行った。

東日本大震災以降、都の被害想定を参考に、現在の到達状況では避難所で必要と思われる備蓄品、資器材を確保し、避難が長引いた場合の物販事業等との協定により、区は食料や飲料水を十分に備蓄しているという印象を受ける。実際に災害が発生した際は、備蓄品が有効に活用されるよう所管のみならず多くの関係者の協力が必要になる。区では、震度6弱の地震で直ちに避難所を開設することとされている。備蓄品を保管している備蓄倉庫や避難所について適切に活用できるよう、以下に意見を付す。

1 備蓄倉庫の設置場所について

避難所開設にあたり、近隣の防災協力員、区の指定参集職員が訓練を行っているが、日中の見通しのきく時間だけではないだろうか。ほとんどの施設で備蓄倉庫がどこにあるか明示されておらず、懐中電灯等も見当たらなかった。

災害時には、普段その場所に立ち入ったことのない職員等が、備蓄品搬出のため出入りすることも考えられる。

また、屋外に設置してある備蓄倉庫の鍵の不良や、施錠できない場所に備蓄品が置いてある状態は、早急に対処を講じるべきと考える。

2 備蓄品の保管状況について

多くの種類の備蓄品を分散して備蓄しているため、主にデータ化して管理している。従って、期限切れの食料等が置いてあるといったことはなく、概ね適正に管理されている。しかし、実際に備蓄品が積みあがっている倉庫内の状況を確認するために、どの位の頻度で足を運んでいるだろうか。中に入れられない状態の倉庫や、上部の段ボール箱が倒壊するおそれのある状態の倉庫が何か所も見受けられたので、定期的な見直しが必要と考える。

3 区民への周知について

区民の意識調査では、日頃の災害に対する備えとして、「食料、飲料水等の備蓄」が回答の7割を占めており、避難所の開設方法、どのような備蓄品が避難所にあるか知りたいという回答も多い。避難所運営に携わる区民だけではなく、すべての区民が自分ごととして関心を持ってもらえるように、所管課主導のもと意識啓発のさらなる充実を望む。

別紙資料 主な備蓄品等の備蓄数

No	区分	品名	避難者用備蓄総量	単位	帰宅困難者用備蓄総量	No	区分	品名	避難者用備蓄総量	単位	帰宅困難者用備蓄総量
1	食料品	おかゆパック	132,891	食	0	24	衛生用品	生理用品（夜用）	577	袋	0
2	食料品	アルファ米（個食）	117,650	食	11,000	25	衛生用品	非常用排便収納袋	281,600	枚	0
3	食料品	アルファ米（職員用・個食）	13,833	食	0	26	衛生用品	トイレットペーパー	12,060	個	0
4	食料品	アルファ米（炊出）	55,750	食	0	27	衛生用品	簡易トイレ	500	基	0
5	食料品	ビスケット	130,250	食	36,790	28	衛生用品	消毒液	1,071	本	150
6	食料品	ビスケット（職員用）	4,600	食	0	29	衛生用品	使い捨てゴム手袋	169	箱	0
7	食料品	玄米スナック	3,150	食	0	30	衛生用品	使い捨てペーパータオル	6,000	枚	0
8	食料品	飲料水	69,408	ℓ	23,040	31	衛生用品	使い捨てマスク	5,923	箱	580
9	食料品	粉ミルク	23,950	本	0	32	衛生用品	フェイスシールド	2,160	枚	540
10	食料品	粉ミルク（アレ）	90	缶	0	33	衛生用品	非接触型温度計	66	個	20
11	食料品	液体ミルク	48	缶	0	34	生活用品	圧縮マット	72,770	枚	340
12	食料品	豚汁	115,020	食	0	35	生活用品	毛布	70,448	枚	1,240
13	衛生用品	おしりふき	847	パック	0	36	生活用品	アルミブランケット	0	枚	22,000
14	衛生用品	からだふき	27,192	個	200	37	生活用品	折りたたみベッド	350	台	0
15	衛生用品	紙おむつ（子供用ビッグ）	30	個	0	38	生活用品	カセットガス	1,838	本	0
16	衛生用品	紙おむつ（大人用S）	15	個	0	39	生活用品	カセットコンロ	609	台	0
17	衛生用品	紙おむつ（大人用M）	30	個	0	40	生活用品	車椅子	51	台	0
18	衛生用品	紙おむつ（大人用L）	428	個	0	41	生活用品	白杖	46	本	0
19	衛生用品	紙おむつ（子供用L）	125	個	0	42	資器材	かまどセット	129	個	0
20	衛生用品	紙おむつ（子供用S）	107	個	0	43	資器材	かまど燃料	160	個	0
21	衛生用品	哺乳瓶	384	本	0	44	資器材	パーテーション	60	個	62
22	衛生用品	哺乳瓶消毒器	1	個	0	45	資器材	プライベートルーム	125	台	0
23	衛生用品	生理用品（昼用）	1,588	袋	0	46	資器材	間仕切り	470	台	0

※二次避難所備蓄数は、福祉部からの必要量報告により備蓄を行っている。